

○弥彦村国民健康保険税減免基準

平成19年2月21日

基準第1号

改正 平成28年3月31日基準第1号

令和元年6月14日基準第1号

弥彦村国民健康保険税減免基準

(目的)

第1条 弥彦村国民健康保険税条例（昭和37年条例第10号。以下「条例」という。）第22条に規定する国民健康保険税の減免については、この基準の定めるところによる。

(減免の範囲)

第2条 国民健康保険に加入している世帯が、次の各号のいずれかに該当することになり、かつ、納付が困難になったと認められるときは、保険税を減免することができる。ただし、当該減免に関わる申請の前に期限が経過している部分の保険税及び対象となるべき期別の税額が既に納入済みの場合は、除くものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により、その居住する家屋に著しい損害を受けた世帯
- (2) 倒産等で失業、休業、廃業、傷病等により、所得が著しく減少した世帯
- (3) 重度の障害者である生計中心者を有する世帯
- (4) 条例第22条第1項第2号に規定する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）を有する場合
- (5) 第1号から3号に類する理由又はその他特別の事情がある場合

2 前項の規定による保険税の減免は、条例第2条の規定により賦課した当該年度の保険税（随時及び過年度賦課保険税を含む。）について行う。

(減免の決定)

第3条 村長は、申請の日から30日以内に減免の承認又は不承認を決定し、納付義務者に対し通知するものとする。

(減免理由が2以上の場合)

第4条 第2条第1項に規定する各号のうち、減免理由が2以上の規定に該当するものについては、減免割合の大きいいずれか1つの規定を適用する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(軽減世帯)

第5条 保険税の減免に際し、条例第19条の規定による保険税の減額が行われるときは、減免を行わないものとする。

(減免額の算出)

第6条 減免する保険税は、別表により算出するものとする。

(減免措置の取消し)

第7条 保険税の減免を受けた世帯に当該減免の理由がなくなり、他との均衡を失すると認められるときは、その世帯に関わる保険税の減免措置の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この取扱基準に定めるもののほか、保険税の減免について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日基準第1号)

(施行期日)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月14日基準第1号)

この基準は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 (第6条関係)

適用条文	減免理由	適用範囲	減免割合等	添付書類等
第2条第1項 第1号	災害によるもの	災害により、その居住する家屋が損害を受け、当該被害に係る所轄官公署の証明する罹災程度が「半焼」「半壊」以上である場合、かつ、前年中の世帯の総所得金額が750万円以下の世帯		○罹災証明書 ○その他証明できる書類
		1 前年中の世帯総所得が250万円以下の場合	保険税の10分の5	
		2 前年中の世帯総所得が250万円以上500万円以下の場合	保険税の10分の2.5	
		3 前年中の世帯総所得が500万円以上の場合	保険税の10分の1	

		円を超える場合	の1.25	
第2条第1項 第2号	倒産、失業、 傷病等により 所得が激減し たもの	当該年中の世帯総所得の見積り金額が、前年中の世帯総所得に比較して、一定割合以上減少し、かつ、前年の総所得金額が500万円以下の世帯 1 所得減少割合が8割以上の場合 2 所得減少割合が6割以上8割未満の場合 3 所得減少割合が4割以上6割未満の場合	所得割の10分の7 所得割の10分の5 所得割の10分の3	○雇用保険の 明細書 ○給与の明細 書 ○診断書等
第2条第1項 第3号	重度の障害者 であるもの	生計中心者が、重度の障害者（障害等級1、2級）で、かつ、前年の世帯総所得が250万円以下の世帯	所得割の10分の3	○障害者手帳 ○その他証明 できる書類
第2条第1項 第4号	旧被扶養者を 有する場合 (1については 当分の間、 2、3について は資格取得日 から2年を経 過するまでの 間に限る)	1 所得割額 2 均等割額 (1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 (2) 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者 3 平等割額 (1) 減額賦課非該当世帯 (2) 減額賦課2割軽減該当世帯 (3) 軽減賦課非該当の特定継続世帯 (4) 軽減賦課2割軽減該当の	免除 10分の5 軽減前の額の10分の3 10分の5 軽減前の額の10分の3 平等割2.5割軽減前の額の10分の2.5 平等割2.5割軽	○旧被扶養者 移動連絡票 等確認ので きる書類

		<p>特定継続世帯</p> <p>ただし、軽減賦課5割、7割軽減該当世帯の場合は、2、3の減免は行わない。</p>	<p>減及び減額賦課2割軽減前の額の10分の1</p>	
<p>第2条第1項第5号</p>	<p>村長が特に必要と認めたもの</p>	<p>1 生活保護基準以下の収入で生活保護の適用を受けず、生活が著しく困難となった場合</p> <p>2 交通事故を起こし、又は家族で不行跡の者がでて生活が著しく困難となった場合</p> <p>3 借入金の連帯保証で、資産（居宅以外）の2分の1以上処分したため生活が困難となった場合</p> <p>4 負債整理により、譲渡所得を生じ、かつ、債務が譲渡所得を上回る場合</p> <p>5 その他</p>	<p>申請に基づき、長の裁量</p> <p>譲渡所得に係る所得割の10分の8以内</p>	